

院内保育運営事業補助金の算定に係る留意事項について

1 補助の対象施設

- (1) 医療従事者の児童を保育していること。また、原則年間を通じて看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の児童を1人以上保育していることが望ましい。
- (2) 原則12か月運営し、各月において15日以上保育していること。
- (3) 保育料として、児童1人当たり平均月額10,000円以上を保育料として徴収していること。（給食費用は含むが、おやつ代は除外）

2 保育児童数の算定

- (1) 各月において保育所の定めた保育料月額を支払っている職員の児童を算定する。
- (2) 各月において職員と保育所との間に受託契約をしており、かつ、各月において15日以上保育した職員の児童を算定する。

3 臨時に保育した児童の算定

臨時に保育した児童については、1日単位で保育した児童のみ下記の換算方法により、保育児童数に含めること。

$$\text{保育児童換算数} = \text{臨時に保育した児童の月間延保育日数} \div \text{月間延開所日数}$$

【例】1日8時間、15日間開所した保育所

- ① 15日間保育した児童数：3人
- ② 6日間臨時に保育した児童数：1人
- ③ 5日間臨時に保育した児童数：2人

※臨時に保育した児童数の換算

$$\begin{aligned} \textcircled{2} & 6\text{日} \div 15\text{日} \times 1\text{人} = 0.4 \\ \textcircled{3} & 5\text{日} \div 15\text{日} \times 2\text{人} = 0.66 \end{aligned}$$

①～③の合計人数は、4.06人 → 補助対象A型

4 保育施設の種別

- (1) 保育児童数の年間の平均数により算出すること。（小数点以下は切り捨て）
- (2) 各月における保育児童数の年間の平均数が4人以上であれば、4人未満の月があれば、補助対象A型とする。ただし、4人未満の月が6月以上ある場合は、該当しないものとする。他の種別についても、同様の考え方とする。

【例】

- ① 4月～10月（7ヶ月）：保育児童数5人
11月～3月（5ヶ月）：保育児童数3人
 $\{(5\text{人} \times 7\text{月}) + (3\text{人} \times 5\text{月})\} \div 12\text{月} = 4.16\text{人} \rightarrow \text{補助対象A型}$
- ② 4月～10月（7ヶ月）：保育児童数4人
11月～3月（5ヶ月）：保育児童数3人
 $\{(4\text{人} \times 7\text{月}) + (3\text{人} \times 5\text{月})\} \div 12\text{月} = 3.58\text{人} \rightarrow \text{補助対象A型特例}$
- ③ 4月～9月（6ヶ月）：保育児童数2人
10月～3月（6ヶ月）：保育児童数0人

$$\{ (2 \text{人} \times 6 \text{月}) + (0 \text{人} \times 6 \text{月}) \} \div 12 \text{月} = 1.0 \text{人} \rightarrow \text{補助対象外}$$

5 負担能力による調整率

補助を受ける前々年度の決算状況に応じて適用されるものであること。
ただし、3月決算以外の場合は、前期決算状況で調整すること。

6 補助対象となる委託料

保育施設の運営を委託している場合は、次の要件を満たす場合に限り、保育士等の
人件費相当分のみを補助対象とする。

- ①委託契約が締結され、契約書が作成されていること。
- ②委託先は、委託者が十分指導監督できる団体であること。
- ③委託者が保育施設の管理責任者であること。
- ④原則として保育施設運営に必要な経費の大部分を委託者が負担していること。
- ⑤契約書等に保育士等職員の人件費等が明示されていること。
- ⑥決算書等については、委託費の内容が事業ごとに明示されていること。
- ⑦「受託者は受託業務を善良なる管理者の注意をもって処理する」旨が契約書に明記
されていること。

7 延長保育加算

延長保育加算は、24時間保育加算または休日保育加算との併用はできないこと。
(別紙1を参照)

ただし、休日保育実施日に、必要保育時間に加えて1時間以上の保育を行う場合は、
延長保育の対象となること。また、常時24時間保育を行う施設が24時間保育を行わ
ない日に、必要保育時間に加え、1時間以上の保育を行うときは、延長保育加算の対象
となること。

8 その他

- (1) 保育施設に対する他の補助金と重複しての申請は認められること。
- (2) 近隣の医療施設の看護職員が共同利用することを目的とする「共同利用型院内保育所」
は、保育施設を設置した医療施設が保育施設の会計を単独経理(共同で利用する各医療施設
から負担分を「設置者負担金」の中に含めて、保育施設の会計を一括経理)する場合に限り
補助対象とすること。

延長保育加算の考え方

各種別ごとの必要保育時間(※1)に加え、1時間以上の延長保育を行う場合に、1時間当たり1,230円を加算する。**(24時間保育加算または休日保育加算との併用は、原則不可)**

※1 各種別ごとの必要保育時間…A型特例、A型、C-1型、C-2型は、8時間。B型、B型特例、C-3型は、10時間。

○延長保育加算の適用例 ※加算は、実際に保育を行った時間で算定。1時間未満の保育時間は切り捨て。

通常保育時間が(7:30～17:30)、保育時間10時間のケース				
7:30		通常保育時間(7:30～17:30)		20:00
《例1》				
保育時間 10時間		延長保育 (17:30～20:00)		2.5時間
総保育時間 12.5時間				
○保育時間を20時まで延長した場合、総保育時間は12.5時間。 必要保育時間8時間の場合は、4時間の加算。必要保育時間10時間の場合は、2時間の加算。				
7:30		通常保育時間(7:30～17:30)		24:00 2:00
《例2》				
保育時間 10時間		延長保育 (17:30～翌日2:00)		8.5時間
総保育時間 18.5時間				
○保育時間を翌日深夜2時まで延長した場合、総保育時間が18.5時間。 必要保育時間の8時間の場合は、10時間の加算。必要保育時間10時間の場合は、8時間の加算。				
7:30		通常保育時間(7:30～17:30)		24:00
《例3》				
保育時間 10時間		延長保育 (17:30～翌日7:30)		14時間
総保育時間 24時間				
○保育時間が翌日の保育開始時間まで続く場合は、延長保育加算ではなく、24時間保育加算となる。				
7:30		通常保育時間(7:30～17:30)		21:00 24:00
《例4》				
保育時間 10時間		延長保育 (21:00～翌日7:30)		10.5時間
総保育時間 20.5時間				
○保育所を閉園後、同日に再び開園し保育を行う場合は、延長加算の対象となる。 必要保育時間8時間の場合は、12時間の加算。必要保育時間10時間の場合は、10時間の加算。				
7:00		通常保育時間(7:30～17:30)		19:00
《例5》				
延長保育 (7:00～7:30)		延長保育 (17:30～19:00)		
0.5時間	保育時間 10時間	1.5時間	延長合計 2時間	総保育時間 12時間
○当日の早朝と夕方に延長保育を行う場合は、通算して延長保育時間を算定する。 必要保育時間8時間の場合は、4時間の加算。必要保育時間10時間の場合は、2時間の加算。				